

ペ ア レ ン ト

# PARENT

ハ ン ド ブ ッ ク

# HANDBOOK

- 重要事項説明書 -

幼保連携型認定こども園

たかさご <sup>ス ク ー ル</sup> SCHOOL セントラル



 Children's Museum of Shino world 高砂福祉会  
社会福祉法人

## Contents



1. 事業者の概要
2. 理念・ビジョン
3. 施設の目的及び運営の方針
4. 特定教育・保育の内容
5. 職員の職種、員数
6. 認定区分・利用区分・定員
7. 特定教育・保育の提供をする日及び時間等
8. 費用の種類、支払を求める理由及びその額
9. 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
10. 緊急時等における対応方法
11. 非常災害対策
12. 虐待の防止のための措置に関する事項
13. 要望・相談の受付
14. 説明責任・情報連絡
15. 守秘義務・個人情報の取り扱い
16. 健康支援
17. 感染症対策・予防
18. 持ち物・用意するもの
19. 給食等について
20. 安全管理
21. 特定教育・保育に関する評価等
22. 利用の際の注意事項

## 1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人高砂福祉会
事業者の所在地	〒270-0138 千葉県流山市おおたかの森東四丁目99番地の4
連絡先	04-7197-7239
代表者氏名	理事長 篠塚弘子
設立認可年月日	1970年(昭和45年)7月10日

## 2. 理念・ビジョン

経営理念	イキイキ♥愛パワー KEEP BEST CARE KEEP BEST EDUCATION KEEP BEST QUALITY
経営ビジョン	TaKaSaGoワールドビジョン TaKaSaGoマインドを持つ人達(子ども・保護者・高齢者・スタッフ)が 世界各地で社会貢献をする。

## 3. 施設の目的及び運営の方針

施設の目的及び運営の方針を示します。

### (1) 施設の目的

当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前のお子様に対し、適正な特定教育・保育を提供します。

### (2) 運営方針

良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全てのお子様が無事に成長するために適切な環境が等しく確保されるようにします。お子様の意思及び人格を尊重して、常にお子様の立場に立って、特定教育・保育を提供をします。地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。お子様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施します。

### (3) 教育・保育方針

(1) 利用者に安心・安全な教育・保育を提供します。

(2) 教育・保育方針が適切であり続けるようにシステムの見直しと改善を行います。

### (4) 教育・保育目標

(1) 丈夫な体を持ち、思いきり遊べる子どもになろう

(2) 友達の中にいることを喜び、友達の事も考え、一緒に行動できる子どもになろう

(3) 自分の事は自分でできる子どもになろう

(4) 自分で物を作り出し、力いっぱい自分を表現できる子どもになろう

(5) よく見て、よく聞いて、よく考える子どもになろう

(5) 特別保育事業

延長保育事業/産休明け保育事業/発達支援児保育事業/地域子育て支援事業

(6) 自主事業 一時保育事業

(7) 施設概要

種別	幼保連携型認定こども園		
名称	たかさごスクールセントラル		
	本園	第一分園 サウスキッズプラザ	第二分園 セントラルキッズプラザ
所在地	千葉県流山市西平井 三丁目2番地の9	千葉県流山市南流山4-1-14 パティナー南流山1F	千葉県流山市前平井119 フォントーナ1F
連絡先	04-7159-7473	04-7159-7475	04-7190-5064
開園年月日	昭和56年(1981)年4月1日	平成13年(2001)年4月1日	平成21(2009)年12月1日
構造	鉄骨造 2階建	鉄骨造7階建 1階	鉄骨造8階建 1階
敷地面積	1,037.00㎡	—	—
延床面積	875.30㎡	121.32㎡	197.71㎡
園庭	373.16㎡	—	流山市運動公園17.9㍒
開園日・ 開園時間	月曜—金曜日7:00-19:00 土曜日 7:00-19:00	月曜—金曜日7:00-20:00 土曜日 7:00-19:00	月曜—金曜日7:00-19:00 土曜日 7:00-19:00
休園日	日曜日・祝日・年末年始 12/29-1/3	日曜日・祝日・年末年始 12/29-1/3	日曜日・祝日・年末年始 12/29-1/3
臨時休園	自然災害や感染症法に指定される感染症の流行時は、臨時休園する場合があります		

(8) 設備概要

本園	乳児・ほふく室	2室	116.85㎡	保育室	4室	365.05㎡
	ホール	1室	72.49㎡	調理室	1室	24.35㎡
	オフィス	1室	22.86㎡			
分園	乳児・ほふく室	1室	102.60㎡	保育室	1室	33.73㎡
	調理室	1室	12.02㎡	オフィス	1室	17.26㎡

4. 特定教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育の展開

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(2) 特定保育・教育のプログラム

お子様のよりよい成長と、本来持っている限りない力を出来るだけ引き出せるよう

に、様々な特定教育・保育プログラムを毎日の生活の中に取り入れています。

(3) デイリープログラム

0歳児クラス



1-2歳児クラス



3-5歳児クラス



(4) 行事・イベント

日本の文化や伝承を知って体験し、お子様の楽しさ、高揚感、達成感、見てもらう誇らしさ、頑張る力やお友だちと協力することの大切さ等の健やかな成長を促します。

※「年間行事予定表」参照

5. 職員の職種、員数及び職務の内容

部門		職種	本園	第一分園	第二分園
管理部		園長	1名		
		副園長	1名		
		主幹保育教諭	3名		
		事務	1名		
0歳児	クラス:エンジェル	保育教諭・保育士	15名	-	9名
1歳児	クラス:インファンツ				
2歳児	クラス:トドラー				
3歳児	クラス:プレスクール				
4歳児	クラス:キンダースクール				
5歳児	クラス:キッズスクール	看護師	1名		
給食部		管理栄養士・栄養士・調理師	4名		
嘱託学校医・学校歯科医・薬剤師		-	各1名		

※国・県・市の基準を遵守し、特定教育・保育の提供に必要な職員を配置します。

※必要に応じて、上記以外の職員を配置することがあります。

6. 認定区分・利用区分・定員

お子様の認定区分、定員を設定しています。

(1) 認定区分            1号認定            保育を必要としない満3歳児以上の就学前のお子様

	新2号認定	保育を必要とする満3歳以上の就学前のお子様			
	2号認定	保育を必要とする満3歳以上の就学前のお子様			
	3号認定	保育を必要とする0-3歳の誕生日を迎えるお子様			
(2) 保育必要量	1号認定	教育標準時間	1日	5時間	
	2-3号認定	保育標準時間	1日	11時間	
		保育短時間	1日	8時間	
(3) 入園対象年齢	生後57日から就学前				
(4) 定員	161名				
本園	定員：132名				
	3号認定	0歳児	9名	1歳児	15名 2歳児 20名
	2号認定	3歳児	23名	4歳児	25名 5歳児 25名
	1号認定	満3歳児	3名	3歳児	4名 4歳児 4名 5歳児 4名
	第二分園 定員：29名				
	3号認定	0歳	9名	1歳	10名 2歳 10名

## 7. 特定教育・保育の提供をする日及び時間等

### (1) 特定教育・保育を提供する日

1号認定 月曜日-金曜日

2-3号認定 月曜日-土曜日

### (2) 休園日

1号認定 土・日曜日・国民の休日・年末年始12/29-1/3・夏季休日・冬季休日  
学年末休日・学年始休日

2-3号認定 日曜日・国民の休日・年末年始12/29-1/3

### (3) 特定教育・保育を提供する日、時間

月-金曜日 7:00-19:00 土曜日 7:00-19:00

#### 1号認定に係る教育時間

3-5歳児クラス 月-金曜日 9:00-16:00 1学期 4月1日- 9月30日

満3歳児クラス 月-金曜日 9:00-14:30 2学期 10月1日- 3月31日

※夏季・冬休みの設定があります。

#### 2-3号認定に関する保育時間

保育標準時間 月-金曜日 7:00-18:00 土曜日 7:00-18:00

延長保育 本園 18:01-19:00 第二分園 18:01-19:00

保育短時間 月-金曜日 8:00-16:00 土曜日 8:00-16:00

延長保育 7:00-7:59 本園 16:01-19:00

第二分園 16:01-19:00

## 8. 費用の種類、支払いを求める理由及びその額

### (1) 利用料負担の支払経費

保育料 保護者が居住する市町村が定める利用料で、幼児教育・保育

	の無償化に伴い、1・2号認定は全ての児童、3号認定は市民非課税世帯を対象に無償です。
給食費	給食・おやつ等の食事に関わる費用です。
延長・土曜保育料	延長・土曜保育の利用料です。
その他	特定教育・保育の提供にあたって必要な実費徴収・特定負担額の諸経費です。

※詳細「金額一覧表」参照

## (2) 保育料等支払方法

- ・ 保育料や給食費、延長利用料等経費は、保護者からの口座振替自動振込で徴収します。
- ・ 口座振替・自動振込のシステムは、三菱UFJファクター株式会社のワイドネットを使用します。
- ・ 保育料・給食費の振替日は、当月27日、延長保育料・その他経費は次月27日です。振替が出来なかった場合は、現金徴収となります。

## 9. 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### (1) 入園

基準に該当し、定員枠内であった場合、月毎入園が可能です。

#### 1号認定

- ・ 入園手続き  
園の方針等を理解し、入園要綱を確認の上で必要書類の提出が必要です。
- ・ 選考方法  
当園が入園考査（面接）を行い、入園の決定を行います。

#### 2-3号認定

- ・ 入園手続き
  - ① 流山市内の場合 担当部署：流山市役所 子ども家庭部 保育課  
市の「認可保育施設入所案内」に添って必要書類の提出が必要です。
  - ② 流山市外の場合、住地の区・市役所、町村役場で手続きを行います。条件があります。詳しいことは問い合わせください。
- ・ 選考方法  
流山市が利用調整を行い、入園の決定を行います。

#### 継続入園

- ・ 流山市内の場合 毎年継続入園の手続きがあります。市から配布される書類のご記入と必要書類の提出が必要です。
- ・ 流山市外の場合 各市区町村の指示に従ってください。

(2) 退園・卒園

特定教育・保育の提供が終了となる場合

- ・卒園を含む、認定に該当しなくなったとき
- ・保護者から退園の申出があったとき
- ・市が利用継続が不可能であると認めたとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(4) 転園・市外への転居

転園・転居する場合は、事前にご相談ください。

10. 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用するお子様に体調の急変や心身の健康の問題があると判断できる状況、火災や災害等があった場合、すみやかに保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(1) 特定教育・保育の提供中に、お子様の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡し、専門機関の利用や嘱託医師等医療機関又はお子様の主治医に相談する等の措置を講じます。

(2) 保護者様と連絡が取れない緊急時の場合には、お子様の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行います。

流山警察署 04-7159-0110 流山中央消防署 04-7158-0119  
柏児童相談所 04-7131-7175

11. 非常災害対策

非常災害に対する必要な措置を講じます。

(1) 園長が防火管理者となり、火災、地震等の災害からお子様を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月に1回以上の避難・消火訓練を実施対応します。

(2) 消火器・誘導灯・火災報知器・ガス漏れ通報機・緊急通報装置・非常用電源・防災処理のカーテン・敷物等の防災設備を設置し定期的に点検しています。

(3) 火災や災害時の避難場所は次のとおりです。

第1次避難場所 本園 園庭（水害時：生涯学習センター） 分園 園舎前

第2次避難場所 本園 西平井6号公園 分園 生涯学習センター

地域防災拠点 本園 流山南高校 分園 生涯学習センター

(4) 緊急時は電話・家庭連絡システム・掲示等で情報発信をします。

12. 虐待防止のための措置に関する事項

(1) お子様の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施します。

- (2) お子様への虐待やその疑いを発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、行政や児童相談所等の適切な機関に通報します。

### 13. 要望・相談の受付

要望・苦情を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

#### (1) 要望・苦情等に係る窓口の設置

園に対して保護者や地域の方が意見を伝えることができる第三者苦情受付の体制を整えています。第三者を交えた公正な相談受付体制で、寄せられた意見や苦情を基に改善・解決していきます。

① 苦情受付担当者 副園長

② 苦情等解決責任者 園長

③ 第三者委員 会社役員 畑中 静香 03-6222-9500

施設関係 中村 早紀 090-7636-3250

④ 受付方法 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

#### (2) 意見箱の設置

玄関の入口に専用紙と意見箱を設置しています。

#### (3) 対応方法

要望・苦情等の内容を受けた場合には記録し、市からの求めがあった場合には報告や必要な改善をします。

### 14. 説明責任・情報連絡

#### (1) 園だより

毎月末に配信します。翌1ヶ月の予定・情報・クラスのお知らせ・提出物等記載しますので必ず目を通してください。ご家族で情報を共有してください。

#### (2) 家庭連絡システム

家庭連絡システムで相互に情報交換を行うことを目的とします。

#### (3) 個別面談

お子様の保護者と保育者とで実施します。

#### (4) ホームページ

園の情報を掲載します。

#### (5) ご家庭からの連絡方法

欠席・遅刻等される場合は、8:30までに家庭連絡システムで必ずご連絡ください。日中は、担任への電話の取次ぎはできません。

#### (6) 緊急連絡通信手段

家庭連絡システムでの一斉連絡と、災害伝言ダイヤル「171」で情報を発信します。

## 15. 守秘義務・個人情報の取り扱い

特定保育・教育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。また自身のお子様だけでなく、他のお子様や保護者、職員の守秘義務や個人情報等の取り扱いにも留意してください。

## 16. 健康支援

### (1) 健康診断

- ・ 学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施します。

健康診断	全園児	年2回	歯科健診	全園児	年2回
尿検査	3-5歳児	年1回			

- ・ 毎月1-2回の身体測定をします。
- ・ 健康診断・測定結果は、家庭連絡システムに記載します。

### (2) 健康管理

- ・ 日中に発熱(37.5℃を目安)・体調不良・健康状態の変化が著しい場合・傷害が発生した場合、保護者様の緊急連絡先に連絡します。概ね1時間以内もしくは通勤時間程度で速やかにお迎えにきてください。

### (3) 薬の対応

- ・ 原則、薬の対応は出来ません。病院受診時に1日朝と夕2回の薬処方となるようになるべく医師に伝えてください。
- ・ 医師に保育中与薬が必要と診断された場合のみ、与薬対応をします。園において与薬を行う場合は、医師の処方箋による薬に限定し看護師もしくは保育者が与薬します。

### (4) 学校医・歯科医・薬剤師

お子様の健やかな発育・発達・衛生的な環境・病気予防等の為に、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

小児科	馬場内科医院	馬場義一	04-7154-5163	流山市西初石2-12-14
歯科	酒井歯科医院	酒井秀俊	04-7155-5082	流山市東初石4-238-4
薬剤師	ひろこうじ薬局	山崎博文	04-7158-2115	流山市流山9-800-2イトヨカド-1F

## 17. 感染症対策・予防

- ・ 感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- ・ 感染症一覧表に記載している登園基準や注意事項を必ず守ってください。
- ・ 感染症等の流行が予測される場合は「保健だより」で情報を提供します。
- ・ 感染症に罹患した場合、出席停止期間を守ってください。登園時には、医師の治癒証明書を持参してください。

## 18. 持ち物・用意するもの

- (1) 入園時に用意・毎日持参するもの  
園での生活の為に必要な物を持参してください。
- (2) 服装  
0-2歳児クラスでは私服、3-5歳児クラスでは園指定の制服・体操服を着用します。
- (3) 教材  
お子様のより良い成長を促す為に、園指定の教材をお勧めします。

## 19. 給食等について

- (1) 給食等の提供
  - ・ 園では昼食・おやつ・離乳食を提供します
  - ・ 自園調理で、おいしく安心安全な給食等を提供します。
- (2) アレルギー対応
  - ・ 食物アレルギー完全除去食の対応をするので、アレルギー源が含まれるメニューの代替食をお弁当にして持参をしてください。
  - ・ 食物アレルギーがある場合は、医師の診断による「除去食依頼書」を前月10日まで、新年度が始まる前に年1回は、提出してください。
- (3) 衛生管理等
  - ・ 集団給食施設届出を保健所に提出しています
  - ・ 調理職員・保育者は毎月細菌検査をしています。

## 20. 安全管理

- (1) 監視カメラシステム・オンラインセキュリティ・さすまたの設置や、園外活動時の防犯ブザーやスマートフォン等を携帯します。
- (2) 負傷や障害等の災害事故に対して、相互共済制度の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と、施設での賠償責任保険に加入して有事の際に対応します。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	幼稚園・保育園賠償責任保険
保険金額	1事故につき最大30,000万円 1名につき最大3,000万円
- (3) 流山市の児童災害共済に加入しており、保護者負担があります。

## 21. 特定教育・保育に関する評価等

- (1) 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
  - ・ 行事やイベントの後にアンケートを実施し自己評価をして結果を公表します。
  - ・ 自園評価や利用者アンケートを実施し、第三者評価等の外部評価をするように努め結果を公表します。

(2) 職員への研修の実施

職員のスキル向上や専門知識の強化を図り、質を高めることを目的に、公的機関や民間企業が開催している研修を利用して、園外部の公的機関や民間企業が開催しているものや、園内部での研修や意見交換により、教育・保育に関する知識や技術を学びます。

22. 利用の際の注意事項

(1) 家庭状況の変更

住所・電話番号の変更・家庭状況の変化、ご家庭の状況の変化、変更があった時点で必ず園に報告してください。

(2) 医療的ケアや発達支援が必要な児童の保育

医療的なケアや発達が気になるお子様や援助が必要な場合は、情報提供等同意書を提出の上、より園と保護者との連携・協力が必要です。

(3) カスタマーハラスメント対策に関する取組み

園には様々な関係者がおり、それぞれが協力しお子様たちの笑顔あふれる園であり続けられる事が大切です。職員が不当な扱いに悩まされることなく、安心して働ける環境を作ることが、質の高い支援の提供やお子様の健やかな発達に好循環を生み出すと考えます。

カスタマーハラスメントとは、クレーム・言動のうち、内容が妥当性を欠いているもの、また手段・態様が社会通念上不相当であり、それらによって職員の就業環境が害されるものです。このような被害を受けた、または受ける恐れのある場合は外部の専門機関と連携し、被害にあったと確認した場合には警察に通報する等の適切な対応をせざるを得ません。

お子様や職員が笑顔で過ごせる環境作りには、保護者の皆様や地域の方々のご理解とご協力を欠かすことはできません。どうぞ、まずはお子様を中心に考え、園に係る全ての方々が気持ちよくすごせるように、相手を思いやる言動で過ごしてください。

(4) クラス内LINEグループの作成・運用

園では、個人情報の収集や漏洩、誤解、トラブル等の発生を未然に防ぐ為に、保護者間のコミュニケーションを円滑にするための手段として、SNS特にLINEグループの作成・運用を推奨しません。

(5) 園名・ロゴ・園外活動の使用

園の名称やロゴの使用、また園外活動は、公式な行事や活動を対象としています。

これは、保護者同士の混乱や誤解を避けたり、園の名誉や信頼性を守ることにもなります。園外での集まりやイベント等、園が主催・関与していない活動において、社会通念に照らした際に合理的理由がある場合を除き、園名やロゴの使用や制服の着用をしないでください。

年間行事予定表

	行事・イベント	健康管理	避難訓練
4月	入園式 始業式 3-5歳児 子どもの日集会	-	図上訓練 地震避難訓練 初期消火訓練
5月	授業・保育参観	健康診断	地震避難訓練 初期避難訓練 AED使用訓練
6月	虫歯予防 DAY2-5歳児 運動会 2-5歳児	歯科健診 尿検査	地震・火災避難訓練 初期消火訓練 不審者訓練
7月	七夕集会 個人面談希望者（オンライン）	-	地震・火災避難訓練 風水害避難訓練
8月	夏まつり	-	火災避難訓練 初期消火訓練
9月	バス遠足 4-5歳児 敬老の日集会 交通安全	-	地震避難訓練 引渡し訓練
10月	芋ほり遠足 3-5歳児 ハロウィンパーティー	健康診断 歯科検診	地震・火災避難訓練 初期消火訓練 (消防立会訓練)
11月	勤労感謝の花配り 5歳児 七五三集会 クリスマス発表会 点灯式	-	地震避難訓練 初期消火訓練
12月	クリスマスパーティー	-	火災避難訓練 初期消火訓練
1月	新年子ども会 アートコンクール 4-5歳児 学習発表会 2-5歳児	-	地震避難訓練 初期消火訓練
2月	節分集会 保育参観 0-1歳児 お別れ遠足 5歳児	-	地震避難訓練 初期消火訓練
3月	ひなまつり集会 卒業式 5歳児 修了式 3-5歳児 進級式	-	地震避難訓練 初期消火訓練

バースディパーティー 毎月1回  
Hand's on (=参加体験学習) プログラム  
Ex. 工場見学・芋ほり遠足 etc...

身体測定毎月1回  
不定期

令和8年2年1日現在

料金一覧表

□基本負担額 基本保育料 お子様が生住する市町村が定める利用者負担金額

費目	金額
保育料	市が定める金額

□特定負担額 上乗せ徴収 保育・教育の質向上のために負担いただく金額 単位:円

費目	金額	対象学年	費目	金額	対象学年
施設整備・維持費	20,400/年	満3-5	教育充実費	2,000/月	3-5
特定保育料	30,000/入園時	満3	特別授業費	36,000/年	満3-5

□実費徴収 園の利用において通常必要とされる金額 単位:円

費目	金額	対象学年	費目	金額	対象学年
----	----	------	----	----	------

給食費					
主食費	2,000/月	3-5	副食費	6,000/月	3-5
主食費	1,800/月	満3	副食費	5,400/月	満3

延長保育料					
1号認定 / 教育標準時間認定					
3-5歳児			満3歳児		
1号	7:00-8:59	700円/30分	7:00-8:59	700円/30分	
	16:01-19:00	700円/30分	14:31-19:00	700円/30分	
新2号	7:00-8:59	500円/30分	-	-	
	16:01-19:00	500円/30分	-	-	
2・3号認定 / 保育標準時間認定					
18:01-19:00			100円/1時間		
19:01-			1,000円/1時間		
2・3号認定 / 保育短時間認定					
7:00-7:59			500円/30分		
16:01-19:00			500円/30分		
19:01-			1,000円/1時間		

預かり保育料			
-	春季・冬季	夏季	土曜
1号認定	無料	1,500円/日	3,500円/日
新2号認定	無料	1,200円/日	2,500円/日

個人用品					
お誕生日カード	400	0-	カラー帽子	1,300	1-
なかよしバック	1,500	0-	スモック	3,350	2-
食事エプロン2枚	1,100/年	0-1	自由画帳	450	1-
手口拭きおしぼり	250/月	0-1	オムツ	100	使用者
			パンツ	350	使用者

教材					
月間絵本1冊	450	0-1	ペンケースセット	800	3-
物語漢字絵本1冊	750	2-5	数ワーク4冊セット	2,300	3-
お道具箱	800	2-	文字ワーク4冊セット	2,300	3-
のり	300	2-	英語テキスト	2,100	3-
パステル16色	850	2-	色鉛筆12色	1,100	5
ぬりえ	300	2	スティックのり	250	5
はさみ	550	2-	制作材料費	350	0-2
本読みノート	100	3-	制作材料費	450	3-5
ピアノカホース	600	5			

制服					
冬スモック	7,000	3-5	長袖ポロシャツ	5,450	3-5
夏スモック	7,300	3-5	半袖ポロシャツ	4,850	3-5
スカート	7,300	3-5	靴下	750	3-5
半ズボン	3,750	3-5	冬帽子	6,500	3-5
通園バック	7,100	3-5	夏帽子	4,300	3-5

その他					
共済費	200/年	0-5	連絡帳システム料	400/年	0-2
バス遠足・バス代	実費	4-5	連絡帳システム料	200/年	3-5
スクールバス	3,000/月	利用者	卒園準備費	実費	5
布団乾燥代	350/月	利用者			

※社会状況物価変動等に応じて変更の可能性有



Children's  
Museum of  
Shino world